

国の行政機関における平成 29 年6月1日現在の障害者の任免状況の 再点検結果について

平成 30 年 8 月 28 日
厚生労働省

1. 概要

- 国の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- この通報に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、民間企業における障害者の雇用の状況と併せ、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」として、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところですが、この度、国の行政機関における数値に誤りがあることが判明し、今回、再点検を行い、各機関から改めて数値が通報されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、障害者数は 6,867.5 人から 3,460.0 人減少して 3,407.5 人と、実雇用率は 2.49%から 1.19%と、不足数は 2.0 人から 3,396.0 人となりました。

2. 経緯

- 平成 30 年 5 月 11 日に財務省から厚生労働省（担当：職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課）に対し、法に基づく通報の対象となる障害者の範囲について照会がありました。
- これを踏まえ、平成 30 年 5 月 16 日に、厚生労働省から国の行政機関に対し、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況の通報において計上した障害者の範囲について、問い合わせを行いました。
- その結果、複数の国の行政機関において、障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、平成 30 年 6 月 20 日に、厚生労働省障害者雇用対策課長から各機関の人事担当課長に対し、平成 29 年 6 月 1 日現在の状況の通報内容について、通報の対象となる障害者の範囲について再点検を行い、通報内容に修正が必要な場合は再提出を行うことを依頼しました。
- この再点検の結果、改めて提出された通報について取りまとめて公表するものです。

3. 障害者任免状況について

○ 国の行政機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況(法定雇用率 2.3%) (再点検後)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	285,755.0	3,407.5	1.19	3,396.0	
内閣官房	1,145.0	3.5	0.31	22.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,546.0	29.0	1.14	29.0	
宮内庁	925.5	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	829.5	17.0	2.05	2.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	434.0	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,897.0	262.5	0.80	493.5	
公安調査庁	1,569.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	25.0	0.39	120.0	
財務省	12,118.0	94.5	0.78	183.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,079.0	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,421.0	52.0	0.81	95.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	3,207.0	16.0	0.50	57.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	183.5	2.0	1.09	2.0	
環境省	2,775.0	15.0	0.54	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	201.0	1.01	255.0	
防衛装備庁	1,480.0	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4 の機関においては、労働者数が 43.5 人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5 の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況(法定雇用率 2.3%) (再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	275,449.0	6,867.5	2.49	2.0	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

4. 今後の取組

- 政府一体として今般の事態に対応するため、本日（8月28日）、「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（議長：内閣官房長官、副議長：厚生労働大臣）を開催し、その下に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。議長：厚生労働大臣）を設置し、以下の事項について検討を進めることとしています。
 - ・ 今般の事態の検証とチェック機能の強化
 - ・ 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
 - ・ 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
 - ・ 公務員の任用面での対応

- 特に、今般の事態の検証については、連絡会議の下に弁護士など第三者も参画した検証チームを設置することとしています。

- また、地方公共団体に対しても、総務省の協力を得て、国の機関と同様に再点検を依頼する予定です。

- 関係府省連絡会議での検討を踏まえ、10月中を目途に、政府一体となった取組について、閣僚会議においてとりまとめを行うこととしています。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|----|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45. 5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43. 5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | …… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43. 5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45. 5] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 \quad + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（概要）

○ 行政機関 実雇用率 2.49%⇒1.19% 雇用障害者数 6,867.5人⇒3,407.5人

	実雇用率の増減 (%)	障害者数の増減 (人)	不足数の増減 (人)
内閣官房	2.38 ⇒ 0.31	25.5 ⇒ 3.5 (-22.0)	0.0 ⇒ 22.5
内閣法制局	2.60 ⇒ 2.60	2.0 ⇒ 2.0 -	0.0 ⇒ 0.0
内閣府	2.37 ⇒ 1.14	56.0 ⇒ 29.0 (-27.0)	0.0 ⇒ 29.0
宮内庁	2.43 ⇒ 1.08	22.5 ⇒ 10.0 (-12.5)	0.0 ⇒ 11.0
公正取引委員会	2.23 ⇒ 2.05	18.0 ⇒ 17.0 (-1.0)	0.0 ⇒ 2.0
警察庁	2.41 ⇒ 2.41	51.0 ⇒ 51.0 -	0.0 ⇒ 0.0
金融庁	2.42 ⇒ 2.42	39.0 ⇒ 39.0 -	0.0 ⇒ 0.0
消費者庁	2.54 ⇒ 0.12	10.0 ⇒ 0.5 (-9.5)	0.0 ⇒ 8.5
個人情報保護委員会	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0 -	2.0 ⇒ 2.0
復興庁 (※)	-	-	-
総務省	2.30 ⇒ 0.76	110.0 ⇒ 40.0 (-70.0)	0.0 ⇒ 80.0
法務省	2.44 ⇒ 0.80	802.0 ⇒ 262.5 (-539.5)	0.0 ⇒ 493.5
公安調査庁	2.36 ⇒ 0.38	37.0 ⇒ 6.0 (-31.0)	0.0 ⇒ 30.0
外務省	2.47 ⇒ 0.39	150.0 ⇒ 25.0 (-125.0)	0.0 ⇒ 120.0
財務省	2.36 ⇒ 0.78	264.5 ⇒ 94.5 (-170.0)	0.0 ⇒ 183.5
国税庁	2.47 ⇒ 0.67	1,411.5 ⇒ 389.0 (-1,022.5)	0.0 ⇒ 946.0
文部科学省	2.41 ⇒ 0.57	51.0 ⇒ 16.0 (-35.0)	0.0 ⇒ 48.0
厚生労働省	2.76 ⇒ 2.76	1,442.0 ⇒ 1,438.5 (-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
農林水産省	2.39 ⇒ 1.22	364.0 ⇒ 195.5 (-168.5)	0.0 ⇒ 173.5
林野庁	2.34 ⇒ 1.66	93.0 ⇒ 80.0 (-13.0)	0.0 ⇒ 30.0
水産庁	2.31 ⇒ 0.95	14.0 ⇒ 6.0 (-8.0)	0.0 ⇒ 8.0
経済産業省	2.36 ⇒ 0.81	153.5 ⇒ 52.0 (-101.5)	0.0 ⇒ 95.0
特許庁	2.36 ⇒ 0.50	65.5 ⇒ 16.0 (-49.5)	0.0 ⇒ 57.0
国土交通省	2.38 ⇒ 0.70	890.0 ⇒ 286.5 (-603.5)	0.0 ⇒ 659.5
観光庁	1.73 ⇒ 0.00	2.0 ⇒ 0.0 (-2.0)	0.0 ⇒ 2.0
気象庁	2.35 ⇒ 1.35	112.0 ⇒ 65.0 (-47.0)	0.0 ⇒ 45.0
海上保安庁	2.41 ⇒ 3.01	4.0 ⇒ 5.0 (+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
運輸安全委員会	2.72 ⇒ 1.09	5.0 ⇒ 2.0 (-3.0)	0.0 ⇒ 2.0
環境省	2.33 ⇒ 0.54	46.0 ⇒ 15.0 (-31.0)	0.0 ⇒ 48.0
原子力規制委員会	2.38 ⇒ 2.38	27.0 ⇒ 27.0 -	0.0 ⇒ 0.0
防衛省	2.60 ⇒ 1.01	516.0 ⇒ 201.0 (-315.0)	0.0 ⇒ 255.0
防衛装備庁	2.63 ⇒ 0.54	36.0 ⇒ 8.0 (-28.0)	0.0 ⇒ 26.0
人事院	2.40 ⇒ 0.75	15.0 ⇒ 5.0 (-10.0)	0.0 ⇒ 10.0
会計検査院	2.54 ⇒ 1.57	32.5 ⇒ 20.0 (-12.5)	0.0 ⇒ 9.0
計	2.49 ⇒ 1.19	6,867.5 ⇒ 3,407.5 (-3,460.0)	2.0 ⇒ 3,396.0

※ 復興庁においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用に義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体	2.5%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.3%）
民間企業	2.2%（平成 30 年 4 月から。平成 29 年 6 月 1 日時点は 2.0%）

- また、国の行政機関は、法第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣に通報しなければならないこととされており、同法施行令第 8 条に基づき、毎年 6 月 1 日現在の状況を通報することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第 37 条第 2 項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第 2 条第 2 号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第 27 条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。
- 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
- 精神障害者については、法第37条第2項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）＜抄＞

第2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。）を受けること。

(2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成17年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年11月4日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳⁴
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

(略)

⁴身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年8月28日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに進め、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 厚生労働大臣

構成員 国家公務員制度担当大臣

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

〔平成30年8月28日〕
公務部門における障害者雇用に関する
関係閣僚会議決定

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、関係府省庁が十分連携し、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を政府一体となって速やかに検討し、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣総務官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣人事局人事政策統括官 内閣法制局総務主幹 内閣府大臣官房長 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁長官官房長 個人情報保護委員会事務局次長 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 総務省大臣官房長 総務省自治行政局公務員部長 法務省大臣官房長 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 厚生労働省職業安定局長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長 環境省大臣官房長 防衛省大臣官房長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官 人事院事務総局人材局長 会計検査院事務総局次長

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

1年未満保存

職雇障発0525第1号
平成29年5月25日

各府省庁 人事担当課長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課長
(公印省略)

障害者である職員の任免に関する状況の通報について

障害者の採用等については、平素から格別の御配慮を賜っているところです。

さて、国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされています。

つきましては、貴機関における平成29年6月1日現在の身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）である職員の任免に関する状況等について、下記により平成29年7月18日（火）（下記Iの2の(1)「障害者採用計画通報書」については、平成29年11月30日（木））までに、当課あて御提出いただくようお願いいたします。

公的機関が率先して障害者の雇用を推進すべきであることは、既に御理解いただいているところと承知しておりますが、障害者の採用及び雇用継続への取組について、再度御確認いただき、未達成である機関におかれましては、採用計画に基づき速やかに法定雇用率の達成に努めていただくよう、また達成されている機関におかれましては、さらに一人でも多くの障害者、特に知的障害者及び精神障害者の採用に努めていただくよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

I 通報を行う内容

1 障害者の任免状況について

(1) 障害者任免状況通報書

貴機関における平成29年6月1日現在の状況を、別紙1「障害者任免状況通報書」（昭和51年労働省告示第112号（以下「告示第112号」という。）様式第3号）により厚生労働大臣あて通報すること。

その際、貴機関で所管する独立行政法人については、障害者雇用率制度上は個別に

以下のもの及び両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が90%以上のもの)に該当する者とする。こと。

4 障害者である職員の免職状況について

平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間の免職の状況について、別紙7「障害者である職員の免職状況」により調査し報告すること。

5 通報等期限

上記1、2の(2)ア、3及び4については平成29年7月18日(火)までに、上記2の(1)については平成29年11月30日(木)までに、上記2の(2)イについては、平成30年2月15日(木)までに、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課あて提出すること。

II 通報に当たっての留意事項

1 通報の対象となる職員の範囲

任免状況通報に係る事務処理に当たっては、障害の種別に関わらず、短時間勤務職員(※)も通報の対象であることに留意すること。

※ 短時間勤務職員の要件(以下の①及び②のいずれにも該当する者)

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- ② 1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

2 通報の対象となる障害者について

イ 「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者とする。こと。

なお、身体障害者の障害程度等級について、具体的には別添(参考)のとおりであるので留意すること。

ロ 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者とする。こと。

ハ 「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者とし、具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障害者に該当することとなる。こと。

- ・ 療育手帳で程度が「A」とされている者
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)

障害者任免状況通報書

機関名

平成 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況												
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)						
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+b×0.5	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+e×0.5	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+h×0.5				
人	人	人	人	人	人	人	人	人				
④ ①から②を除いた職員のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)												
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 身体障害者の数 =(イ)×2+(ロ)+(ハ) +(ニ)×0.5	(ヘ) 重度知的障害者	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者	(フ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 知的障害者の数 =(ヘ)×2+(ト)+(フ) +(リ)×0.5	(ル) 精神障害者	(レ) 精神障害者である短時間勤務職員	(ロ) 精神障害者の数 =(ル)+(レ)×0.5
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
B 上記に基づく計算												
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =(③)/(①c-②f)×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-(①c-②f)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④(ホ)+④(ヌ)+④(ロ) ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)					
%	%	%	%	人	人	%	人					
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数				
視覚障害者	第1号イに該当する者	人	聴覚又は平行機能障害者	第2号ハに該当する者	人	肢体不自由者	第4号ハに該当する者	人				
	第1号ロに該当する者	人		第2号ニに該当する者	人		第4号ニに該当する者	人				
	第1号ハに該当する者	人		第3号イに該当する者	人		第4号ホに該当する者	人				
	第1号ニに該当する者	人		第3号ロに該当する者	人		第4号ヘに該当する者	人				
聴覚又は平衡機能障害者	第2号イに該当する者	人	肢体不自由者	第4号イに該当する者	人	内部障害者	第5号に該当する者	人				
	第2号ロに該当する者	人		第4号ロに該当する者	人							
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。												
平成 年 月 日				厚生労働大臣 殿		任命権者の官職及び氏名						
				都道府県労働局長		記名押印又は署名						

承認省庁及び承認外局等の概要

平成 年 6月 1日現在

A 承認省 庁の概 要	① 機関の名称	② 任命権者の官職
B 承認外 局等の 概要	③ 機関の名称	④ 任命権者の官職
	⑤ ③の機関が①の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項	
承認省庁の任命権者の官職及び氏名		
記名押印又は署名		
記入担当者	所属部課名	氏名

[注意]

- この様式は、承認省庁が障害者任免状況通報を行う際に、併せて提出するものであること。
- ⑤欄には、③欄の承認外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- B欄については、承認省庁に複数の外局等があり、これらについて特例の承認を受けている場合は、各外局ごとの内訳を記入すること（3つの外局について特例の承認を受けている場合は、当該欄内に3行に分けて記入するなど）。
- 承認省庁の任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

障害者採用計画通報書

機関名

A 計画の始期及び終期		① 始期		平成	年	月	日	② 終期		平成	年	月	日
B 計画の基礎並びに会計年度末及び計画の終期の状況													
区分	計画の基礎 年 月 日 現在	(イ) 計画の始期～ () 年度末			(ロ) () 年度当初～計画の終期			合 計					
		採用予定数	年度末において見込まれる職員の状況	採用予定数	計画終期において見込まれる職員の状況	計画期間における採用予定数の合計							
③ 職員の総数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 除外職員の除く職員の数	人	a	人	人	b	人	人	人	a + b	人	人	人	人
⑤ 除外率	%		%		%		%						
⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	人		人	人	人	人	人	人					
⑦ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	人	c	人	人	d	人	人	人	c + d	人	人	人	人
⑧ 実雇用率 (⑦/⑥×100)	%		%		%		%						
⑨ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の不足数(⑥×法定雇用率-⑦)	人		人	人	人	人	人	人					
C 採用を予定する職員の数													
⑩ 組織の区分	(イ) () 年度		(ロ) () 年度		合 計								
	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数							
	人	人	人	人	人	人							
	人	人	人	人	人	人							
	人	人	人	人	人	人							
計	a	c	b	d	a + b	c + d							
	人	人	人	人	人	人							
D 備考													
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名													
記入担当者 所属部課名										氏名			

番
平成 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

機 関 名
任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく身体障害者又は知的障害者である職員の採用に関する計画を別添のとおり作成したいので、同法施行令（昭和35年政令第292号）第4条第1項の規定に基づき、協議する。

なお、貴職において異議がないときは、これをもって、同法第39条第1項の規定に基づく通報に代えることとしたい。

障害者採用計画実施状況通報書

機関名

平成

年

月

日現在

A 計画の始期及び終期		B 本通報作成時における在職状況													
① 始期 平成 年 月 日	② 終期 平成 年 月 日	③ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数											⑤ 計 (④の(ホ)+ ④の(イ)+④ の(ロ))		
		④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数													
		(イ) 重度身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ホ) 身体障害者の数 ((イ)×2+(ロ)+(ハ)+(ニ)×0.5)	(ヘ) 重度知的障害者の数	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 知的障害者の数 ((ヘ)×2+(ト)+(チ)+(リ)×0.5)	(ル) 精神障害者の数	(レ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(ロ) 精神障害者の数 ((ル)+(レ)×0.5)	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		⑥実雇用率 $\frac{⑤}{③} \times 100$		⑦ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数										人	
C 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況															
⑧ 組織の区分		計画における採用予定			採用状況										
		⑨ 除外職員を除く職員の数	⑩ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数										⑬ 計 (⑫の(ホ)+ ⑫の(イ)+⑫ の(ロ))
		(イ) 重度身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ホ) 身体障害者の数 ((イ)×2+(ロ)+(ハ)+(ニ)×0.5)	(ヘ) 重度知的障害者の数	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(チ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 知的障害者の数 ((ヘ)×2+(ト)+(チ)+(リ)×0.5)	(ル) 精神障害者の数	(レ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(ロ) 精神障害者の数 ((ル)+(レ)×0.5)	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計		a	b	c	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	d
⑭ 採用計画実施率 $= \frac{d/c}{b/a} \times 100$		%		D 備考											
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。															
平成 年 月 日		厚生労働大臣 殿			任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名										
		都道府県労働局長													
					記入担当者					所属部課名			氏名		

(様式63)

特定身体障害者の任免状況調査結果連絡書

機関名 _____

年 6 月 1 日

① 特定職種の職員の総数	② 特定身体障害者数	③ 実 雇 用 率 (②/①×100)
人	人	%

(記載注意)

- (1) 「機関」の概念は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定するとおりのものとする。
- (2) 「①特定職種の職員の総数」欄は、任用形式のいかんを問わず、事実上常時勤務する特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）の全職員の数を記載すること。
- (3) 「②特定身体障害者数」欄は、①欄のうち身体障害者福祉法施行規則における3級以上の視覚障害のある者の数を記載すること。
- (4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

機関名 _____

障害者である職員の免職状況（平成28年6月2日から平成29年6月1日まで）

	懲戒免職	分限免職	合計
①重度身体障害者	人	人	人
②重度以外の身体障害者			
③重度身体障害者 （短時間）			
④重度以外の身体障害者 （短時間）			
⑤重度知的障害者			
⑥重度以外の知的障害者			
⑦重度知的障害者 （短時間）			
⑧重度以外の知的障害者 （短時間）			
⑨精神障害者			
⑩精神障害者 （短時間）			
⑪ 合 計			

（記入上の注意）

- 平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間の免職の状況を障害の種類別に記入すること。
- 調査対象とする障害者の範囲は6月1日現在で報告する障害者任免状況の障害者の範囲と同様とすること。
- 人員の計上に当たっては、重度障害者をダブルカウントしない実数を計上すること。
- ①、②、⑤、⑥、⑨には短時間勤務職員を含めないこと。従って、①～⑩の合計が⑪となること。

除外職員一覧

- 下線付きの職種は除外職員（障害者雇用促進法施行令別表第1に掲げる職員）。
- 下線なしの職種は旧除外職員（障害者雇用促進法施行令別表第3に掲げる職員）。

除 外 職 員 一 覧	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警察官</u> ・ <u>自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒</u> ・ <u>皇宮護衛官</u> ・ <u>刑務官</u> ・ <u>入国警備官</u> ・ <u>密輸出入の取締りを職務とする者</u> ・ <u>麻薬取締官及び麻薬取締員</u> ・ <u>海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒</u> ・ <u>消防吏員及び消防団員</u> ・ 国会の衛視 ・ 法廷の警備を職務とする者 ・ 漁業監督官及び漁業監督吏員 ・ 森林警察を職務とする者 ・ 船員 ・ 航空交通管制官 ・ 裁判官、検察官 ・ 大学及び高等専門学校の教育職員 ・ 幼稚園、小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）及び幼保連携認定こども園の教育職員 ・ 児童福祉施設における児童の介護、教護又は養育を職務とする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の国家公務員 ・ 特別職の地方公務員 ・ 医師及び歯科医師 ・ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 ・ 動物検疫所の家畜防疫官 ・ 猛獣猛禽又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ・ 航空機への搭乗を職務とする者 ・ 鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車（旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。）の運転に従事する者 ・ 鉄道又は軌道の転轍、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ・ とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ・ 伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ・ 建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛け職務とする者 ・ 多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

身体障害者障害程度等級表

		1級〔重度身体障害者〕	2級〔重度身体障害者〕	3級 障害が2以上重複する場合、重度身体障害者、その他の場合、身体障害者	
視 覚 障 害		両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	
の平聴 障害 機能又 は	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指及びびとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びびとさし指の機能を全廃したものの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したものの	
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
く直心は腸臓肝、じん臓小じの腸ん機、臓能ヒ若のトシ障免く害疫は不呼全吸ウ器イ又ハスばにうよろ免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	
	肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	

※ 等級欄の〔 〕書きは、障害者の雇用の促進等に関する法律上の区分です。

		6 級〔身体障害者〕	7 級 障害が2以上重複する場合、身体障害者、その他の場合、身体障害者には該当しない	
	視 覚 障 害	1 眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの		
の平聴 障害 機能又は 能は	聴 覚 障 害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害			
音 声 機 能、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1 上肢の機能の軽度の障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1 上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1 下肢のすべての指を欠くもの 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機、臓能ヒ若のトし障免く害疫は不呼全吸ウ器イ又はスばにうよう免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害			
	じ ん 臓 機 能 障 害			
	呼 吸 器 機 能 障 害			
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害			
	小 腸 機 能 障 害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝 臓 機 能 障 害			

備 考	<p>1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由者においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができるとする。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>
-----	--

(注) (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の対象となる身体障害者は、原則として6級までの身体障害者です。
(2) 重度障害者とは、障害程度等級表1級又は2級に該当する障害を有する者及び3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有するとされる者をいいます。

障害者任免状況通報書

機関名 _____

平成 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況													
① 職員の数 ((注意) 2, 3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3, 4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3, 5参照)							
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の数 = g+(h×0.5)					
人	人	人	人	人	人	人	人	人					
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3, 6, 6-2参照)													
(i) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ii) 重度身体障害者	(iii) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(iv) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(v) 身体障害者の数 = (i×2)+ii+iii+(iv×0.5)	(vi) 重度知的障害者	(vii) 重度知的障害者以外の知的障害者	(viii) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ix) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(x) 知的障害者の数 = (vi×2)+vii+(viii×0.5)	(xi) 精神障害者	(xii) 精神障害者である短時間勤務職員	(xiii) 精神障害者 のうち 【注意】6-2に該当する者の数	(xiv) 精神障害者の数 = (xi)+(xii)+(xiii×0.5)+xiii
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
B 上記に基づく計算													
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 = (③)/(①c-②d)×100 ((注意) 8, 9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 = ①c-②f-(①c-②d)×⑧ ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 = ④b+④s+④k ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 = (⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)						
%	%	%	%	人	人	%	人						
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数													
区分		人数	区分		人数	区分		人数					
視覚障害者	第1号イに該当する者	人	聴覚又は平行機能障害者	第2号ハに該当する者	人	肢体不自由者	第4号ハに該当する者	人					
	第1号ロに該当する者	人		第2号ニに該当する者	人		第4号ニに該当する者	人					
	第1号ハに該当する者	人		第3号イに該当する者	人		第4号ホに該当する者	人					
	第1号ニに該当する者	人		第3号ロに該当する者	人		第4号ヘに該当する者	人					
聴覚又は平衡機能障害者	第2号イに該当する者	人	肢体不自由者	第4号イに該当する者	人	内部障害者	第5号に該当する者	人					
	第2号ロに該当する者	人		第4号ロに該当する者	人								
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。													
平成 年 月 日				厚生労働大臣 殿				任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名					

承認省庁及び承認外局等の概要

平成 年 6月 1日現在

A 承認省 庁の概 要	① 機関の名称	② 任命権者の官職
B 承認外 局等の 概要	③ 機関の名称	④ 任命権者の官職
	⑤ ③の機関が①の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項	
承認省庁の任命権者の官職及び氏名		
記名押印又は署名		
記入担当者	所属部課名	氏名

〔注意〕

- 1 この様式は、承認省庁が障害者任免状況通報を行う際に、併せて提出するものであること。
- 2 ⑤欄には、③欄の承認外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 3 B欄については、承認省庁に複数の外局等があり、これらについて特例の承認を受けている場合は、各外局ごとの内訳を記入すること（3つの外局について特例の承認を受けている場合は、当該欄内に3行に分けて記入するなど）。
- 4 承認省庁の任命権者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第1号（第1条関係）（表面）

（日本工業規格A列4）

障害者採用計画通報書

機関名

A 計画の始期及び終期		① 始期			② 終期				
		平成	年	月	日	平成	年	月	日
B 計画の基礎並びに会計年度末及び計画の終期の状況									
区分	計画の基礎 年 月 日 現在	(イ) 計画の始期～ () 年度末			(ロ) () 年度当初～計画の終期			合 計	
		採用予定数	年度末において見込まれる職員の状況		採用予定数	計画終期において見込まれる職員の状況		計画期間における採用予定数の合計	
③ 職員の総数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 除外職員を除く職員の数	人	a	人	人	b	人	人	a + b	人
⑤ 除外率	%		%			%			
⑥ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	人		人			人			人
⑦ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	人	c	人	人	d	人	人	c + d	人
⑧ 実雇用率 (⑦/⑥×100)	%		%			%			%
⑨ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の不足数(⑥×法定雇用率-⑦)	人		人			人			人
C 採用を予定する職員の数									
⑩ 組織の区分	(イ) () 年度		(ロ) () 年度		合 計				
	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数	⑪ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者である職員の数			
	人	人	人	人	人	人			
	人	人	人	人	人	人			
	人	人	人	人	人	人			
計	a	c	b	d	a + b	c + d			
D 備考									
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。 平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長 任命権者の官職及び氏名 記名押印又は署名									
記入担当者 所属部課名							氏名		

番
平成 年 月 号
日

厚生労働大臣 殿

機 関 名
任命権者の官職及び氏名
記名押印又は署名

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく対象障害者である職員の採用に関する計画を別添のとおり作成したいので、同法施行令（昭和35年政令第292号）第4条第1項の規定に基づき、協議する。

なお、貴職において異議がないときは、これをもって、同法第39条第1項の規定に基づく通報に代えることとしたい。

(様式63)

特定身体障害者の任免状況調査結果連絡書

機関名 _____

年6月1日

① 特定職種の職員の総数	② 特定身体障害者数	③ 実雇用率 (②/①×100)
人	人	%

(記載注意)

- (1) 「機関」の概念は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定するとおりのものとする。
- (2) 「①特定職種の職員の総数」欄は、任用形式のいかんを問わず、事実上常時勤務する特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）の全職員の数を記載すること。
- (3) 「②特定身体障害者数」欄は、①欄のうち矯正視力で（眼鏡をかけられる者は最も妥当な眼鏡をかけて）両眼の視力の和が0.08以下の視力障害者（身体障害者程度等級表の1～3級の者）の数を記載すること。
- (4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

機関名 _____

障害者である職員の免職状況（平成29年6月2日から平成30年6月1日まで）

	懲戒免職	分限免職	合計
①重度身体障害者	人	人	人
②重度以外の身体障害者			
③重度身体障害者 (短時間)			
④重度以外の身体障害者 (短時間)			
⑤重度知的障害者			
⑥重度以外の知的障害者			
⑦重度知的障害者 (短時間)			
⑧重度以外の知的障害者 (短時間)			
⑨精神障害者			
⑩精神障害者 (短時間(記入上の注意) 5の該当する者の数)			
⑪精神障害者 (短時間(⑩以外の者の 数))			
⑫合 計			

(記入上の注意)

- 平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間の免職の状況を障害の種類別に記入すること。
- 調査対象とする障害者の範囲は6月1日現在で報告する障害者任免状況の障害者の範囲と同様とすること。
- 人員の計上に当たっては、重度障害者をダブルカウントしない実数を計上すること。
- ①、②、⑤、⑥、⑨には短時間勤務職員を含めないこと。従って、①～⑪の合計が⑫となること。
- 精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - 平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年8月28日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに進め、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 厚生労働大臣

構成員 国家公務員制度担当大臣

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年8月28日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに進め、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 厚生労働大臣

構成員 国家公務員制度担当大臣

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年8月28日
内閣総理大臣決裁〕

- 1 多数の国の行政機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになった事態を重く受け止め、政府一体となって、再発防止はもとより障害者の雇用の推進等に向けた取組を更に進めるとともに、そうした取組について、国民に十分に説明し、理解を得ていくことが必要である。

このため、国の行政機関や地方公共団体の法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに進め、障害者の活躍の場の拡大を図るため、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官

副議長 厚生労働大臣

構成員 国家公務員制度担当大臣

障害者施策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	3								3							
青森県	2	3				1			1	1	1	1				
岩手県	3	1							2	1	1					
宮城県	5	3			1				3	2	1	1				
秋田県	3	2							2	1	1	1				
山形県		1				1										
福島県	4				1		3									
茨城県	3	4			1				1	3	1	1				
栃木県	2	1							1	1	1					
群馬県	2	2		1					1		1	1				
埼玉県	5	1				1			5							
千葉県	2	2	1						1	1		1				
東京都	34	8	7	1	3				13	4	11	3				
神奈川県	3	4		1					2	1	1	2				
新潟県	5	1							3	1	2					
富山県	1		1													
石川県	2										2					
福井県	1	1				1			1							
山梨県	1								1							
長野県	4								2		2					
岐阜県	2	1				1			1		1					
静岡県	1				1											
愛知県	8	4					1		4	3	3	1	1			
三重県	1	2			1					2						
滋賀県	2	1			1				1	1						
京都府	1								1				1			
大阪府	5	4	2	2					1	1	2	1				
兵庫県	2	2					1	1			1	1				
奈良県		1										1				
和歌山県		1								1						
鳥取県															1	
島根県	3		1						1		1					
岡山県	3	2							3	1		1				
広島県	3	2				1			2	1	1					
山口県	1	3									1	3				
徳島県	2	3				1			2	1		1				
香川県	1	3							1	1		2				
愛媛県	2	1		1							2					
高知県		3								3						
福岡県	3	2	1		1	1			1			1				
佐賀県		1								1						
長崎県	1										1					
熊本県	2	2							2	1		1				
大分県	1	1							1	1						
宮崎県	2	1	1			1			1							
鹿児島県	2								2							
沖縄県		1										1				
合計	133	75	14	6	10	9	5	1	66	34	38	25	2			1

(注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したものすべてについて記載している。

2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。

3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。

(1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。

(2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。

(3) 身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。

(4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。

(5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。

H28年度 障害者を対象とした別枠による採用の状況(政令市)

平成30年8月28日
 総務省公務員部公務員課提出資料
 勤務条件等に関する調査(平成29年度実施)

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
札幌市	1								1							
仙台市	5								5							
さいたま市	1								1							
千葉市	2	1							1	1	1					
横浜市	4	3	1	1		1			2	1	1					
川崎市	10	2			2	2			5		3					
相模原市	3								3							
新潟市		2								2						
静岡市	2								2							
浜松市	1										1					
名古屋市	8	5				2			5	2	3	1	1			
京都市		2								1		1				
大阪市	1	3							1	3						
堺市	2								2							
神戸市	2								1		1					
岡山市	3	1							2	1	1					
広島市	4	5		2	1				1	2	2	1				
北九州市	3	2					1		1	1	1	1				
福岡市	3	2							2	2	1					
熊本市	2	1							2			1				
合計	57	29	1	3	3	5	1		37	16	15	5	1			

(注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したものすべてについて記載している。

2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。

3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。

(1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。

(2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。

(3)身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。

(4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。

(5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	17	4							8	2	9	2	1			1
青森県	1	3							1	2		1				
岩手県	4	2							4	2						
宮城県	3	1							1	1	2					1
秋田県	1								1							
山形県		2				1						1				
福島県	5	3							3	1	2	2				
茨城県	10	5		1				1	7	3	3					
栃木県	6	3							2	1	4	2				
群馬県	7	2				2	1		4		2					
埼玉県	11	3		1		1	1		9		1	1				
千葉県	10	4	1		1	2			5		3	2				
東京都	4	8							1	6	3	2				
東京都(区)	17	4	2			1			8	3	7					
神奈川県	8	3				1			4	1	4	1	2			6
新潟県		2									2		1			
富山県		1									1					
石川県	1								1							
福井県																
山梨県																
長野県		4		1		1					1	1				
岐阜県	3								3							
静岡県	4	1			2				2	1						
愛知県	20	8	3						7	6	10	2				
三重県	5	1							3	1	2					1
滋賀県	3	1				1			2		1					
京都府	2								1		1					
大阪府	12	6	3		1		1		4	5	3	1				
兵庫県	9	3			1				6	2	2	1			2	1
奈良県	2		1						1				1			
和歌山県	4	2							2	1	2	1	1			
鳥取県	2				1						1					
島根県																
岡山県	3				1				1		1					
広島県	1	1			1					1						
山口県	2	3							1	2	1	1				
徳島県	1	2								1	1	1				
香川県	2	1	1						1			1				
愛媛県	2								2							
高知県	1								1							
福岡県	5	5							3	3	2	2				
佐賀県	3								1		2					
長崎県	6								3		3					
熊本県	2				1				1							
大分県	2	3	1						1	2		1				
宮崎県	3				2				1							
鹿児島県	3	3		1					1	2	2					
沖縄県		1										1				
市区町村計	207	95	12	4	11	10	3	1	107	53	74	27	6		8	4

(注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したもののすべてについて記載している。

2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。

3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。

(1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。

(2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。

(3)身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。

(4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。

(5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。